

**産業構造審議会
経済産業政策新機軸部会
事業再構築小委員会
早期事業再生検討ワーキンググループ**

中間整理

令和7年12月26日

早期事業再生法案提出の背景

(背景)

- 日本企業の債務残高は、コロナ禍前に比べて**120兆円以上増加**。原材料高・人手不足等を受け、2024年の**倒産件数は11年ぶりに1万件超**。債務負担が**収益性向上の事業活動の足かせ**となって事業再生の機会を逃し、倒産に至る企業が更に増加するおそれ。
- 経済的に窮境に陥るおそれがある事業者が**早期での事業再生に取り組み**、**事業価値の毀損や技術・人材の散逸を回避できる制度基盤を整備**し、**経済の新陳代謝機能を強化**しておくことが重要。

(現行の債務整理手続の課題)

- 法的整理は、その利用の公告がなされ、**商取引債権も含めた全債権が債務整理の対象**となるため、**事業価値や収益性への毀損の影響が大きくなりやすい**。
- 公告がなされず商取引への影響を抑制しやすい**私的整理**においても、**全対象債権者の同意が必要**とされることは**事業再生の更なる円滑化**に向けた課題。



経済的に窮境に陥るおそれのある事業者の早期での事業再生の円滑化を図るため、経済産業大臣の指定を受けた公正な第三者の関与の下で、金融機関等である債権者の多数決（議決権の総額の3/4以上の同意等）及び裁判所の認可により、金融債務に限定※1して、当該事業者の債務の権利関係の調整を行うことができる手続を整備※2。

※1 金融債権以外の商取引債権や労働債権等は入らない。

※2 欧州各国では、倒産手続とは別に、**倒産状態前において裁判所の認可の下で債権者の多数決により債務整理を行う制度**が存在するが、日本には存在しなかった。

早期事業再生法の成立に至る経緯（2021年以降）

- **2021年6月18日 成長戦略実行計画**において、「私的整理による事業再生を円滑化するため、債権者保護に配慮しつつ、私的整理の利便性の拡大に向けた法制面の検討を図る。」と記され、事業再生の環境整備が政府全体として検討を要する課題として位置づけ。
- **2022年6月7日 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画**においても、「コロナ後に向けた我が国企業の事業再構築を容易にするため、新たな事業再構築のための法制度について検討し、早期に国会に提出する。」とされた。
- **2022年10月～11月** 2022年10月から11月にかけて3回にわたり、**内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局**において、法学者、実務家や産業界の有識者からなる「**新たな事業再構築のための私的整理法制検討分科会**」（神田秀樹分科会長）が開催された。
- **2024年6月～2025年2月** 上記分科会を引き継ぎ、2024年6月、**経済産業省**において、有識者からなる「**事業再構築小委員会**」（神田秀樹委員長）を産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会の下に設置し、制度の具体化に向けて議論。2025年2月18日、検討結果をまとめた「**小委員会報告書－早期での事業再生の円滑化に向けて－**」が公表された。
- **2025年3月～6月** 2025年3月4日、報告書の内容を踏まえた「**円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案**」が閣議決定され、第217回通常国会に提出。本法案は、衆議院において、経済産業委員会で5月23日、28日に審議され、5月30日に本会議で可決。次いで参議院において、6月5日に経済産業委員会で審議され、6月6日、本会議で可決・成立。**6月13日、公布**された。

※ 本法は、**公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行**される予定。

早期事業再生法案に対する附帯決議（令和7年5月28日、衆・経済産業委員会）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 本制度において、特に技術や人材の散逸を回避することや、**従業員の協力の下で円滑に早期事業再生計画が実施されることが重要**であることに鑑み、対象債権者や確認事業者の労使等となり得る関係者に対し、本制度の位置付け等について適切な情報提供を行うこと。
- 二 早期事業再生に向け、確認事業者が会社分割や事業譲渡等によってその**従業員の雇用や労働条件の変更等を実施する可能性がある場合は、過半数労働組合等との協議を通じてその理解と協力を得る**よう促すとともに、早期事業再生計画にそれら協議の状況を明記することとし、指定確認調査機関による調査の対象とともに、上記の趣旨を踏まえ、確認事業者が労働組合との協議のために情報提供を行う場合には、手続開始の公告をせず権利変更の対象を金融債務に限定することで事業価値の毀損の回避を図るという本制度の趣旨に鑑み、情報の秘密保持が適切になされるための必要な措置を、指定確認調査機関がその業務規程において定める事項とすること。
- 三 権利変更決議については、早期事業再生計画に基づく雇用や労働条件の変更等のほか確認事業者とその労働組合による労働協約等の変更等に法的な効力を及ぼすものでないことを明確にし、濫用的な取扱いがなされないよう必要な措置を講ずるとともに、認可後においても早期事業再生計画に基づく確認事業者の取組が従業員の協力の下で円滑に行われているかどうか等に留意し、必要に応じて適切に対応すること。
- 四 指定確認調査機関の指定をする際には、対象債権者の権利変更手続全体の円滑な実施、早期事業再生計画の適確な調査、確認調査員の適正な選任等を実施するために十分な能力を有しているかどうか、特に確認をすること。
- 五 **確認調査員の選任については**、そのプロセスの透明性を高めるとともに、多数決により金融債務の権利変更を行うことが可能になることを踏まえ、その選任要件は**事業再生ADRにおける手続実施者に比較して、より厳格に定めること**。また、確認調査員の見識を高め経験値を共有できるようにするため、研修の機会等の充実を図ること。
- 六 中小企業の事業再生支援については、物価高や人手不足等の厳しい経営環境の中でその必要性が高まっていることを踏まえ、中小企業活性化協議会や中小企業の事業再生等に関するガイドライン等を活用した既存の支援に当たり、関係機関の緊密な連携の下で事業者に寄り添った支援を一層充実させること。
- 七 本法の手続開始の要件が民事再生法等から緩和されていることを踏まえ、債務調整の必要性がない事業者が本制度を濫用することで債権者の利益が不当に害されることがないよう、指定確認調査機関が本制度の利用要件を確認する際に濫用を図る事業者を適切に排除するための運用における留意すべき点を整理し、広く周知・広報を行うこと。

早期事業再生法案に対する附帯決議（令和7年6月5日、参・経済産業委員会）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

- 一 本制度において、特に技術や人材の散逸を回避することや、**従業員の協力の下で円滑に早期事業再生計画が実施されることが重要**であることに鑑み、対象債権者や確認事業者の労使等となり得る関係者に対し、本制度の位置付け等について適切な情報提供を行うこと。
- 二 早期事業再生に向け、確認事業者が会社分割や事業譲渡等によって**その従業員の雇用や労働条件の変更等を実施する可能性がある場合には、過半数労働組合等との協議を通じてその理解と協力を得る**よう促すとともに、早期事業再生計画にそれら協議の状況を明記することとし、指定確認調査機関による調査の対象とすること。また、上記の趣旨を踏まえ、確認事業者が労働組合との協議のために情報提供を行う場合には、手続開始の公告をせず権利変更の対象を金融債務に限定することで事業価値の毀損の回避を図るという本制度の趣旨に鑑み、情報の秘密保持が適切になされるための必要な措置を、指定確認調査機関がその業務規程において定める事項とすること。
- 三 権利変更決議については、早期事業再生計画に基づく雇用や労働条件の変更等のほか確認事業者とその労働組合による労働協約等の変更等に法的な効力を及ぼすものでないことを明確にし、濫用的な取扱いがなされないよう必要な措置を講ずるとともに、その効力の発生後においても早期事業再生計画に基づく確認事業者の取組が従業員の協力の下で円滑に行われているかどうか等に留意し、必要に応じて適切に対応すること。
- 四 指定確認調査機関の指定をする際には、対象債権者の権利変更手続全体の円滑な実施、早期事業再生計画の適確な調査、確認調査員の適正な選任等を実施するために十分な能力を有しているかどうか、特に確認をすること。
- 五 **確認調査員の選任については**、そのプロセスの透明性を高めるとともに、多数決により金融債務の権利変更を行うことが可能になることを踏まえ、その選任要件は**事業再生ADRにおける手続実施者に比較して、より厳格に定めること**。また、確認調査員の見識を高め経験値を共有できるようにするため、研修の機会等の充実を図ること。
- 六 本法の手続開始の要件が民事再生法等から緩和されていることを踏まえ、債務調整の必要性がない事業者が本制度を濫用することで債権者の利益が不当に害されがないよう、指定確認調査機関が本制度の利用要件を確認する際に濫用を図る事業者を適切に排除するための運用における留意すべき点を整理し、広く周知・広報を行うこと。
- 七 中小企業の事業再生支援については、物価高や人手不足等の厳しい経営環境の中でその必要性が高まっていることを踏まえ、中小企業活性化協議会や中小企業の事業再生等に関するガイドライン等を活用した既存の支援に当たり、関係機関の緊密な連携の下で事業者に寄り添った支援を一層充実させること。

国会審議における条文修正

※赤字が修正部分

(目的)

第1条 この法律は、…(略)…、当該事業者が**その事業の価値の毀損並びに技術及び人材の散逸の回避を図った上で**経営資源を有効に活用してその事業活動を活性化できるようにすることが重要であることに鑑み、…(略)…、もって当該事業者の円滑な事業再生の実施を図ることを目的とする。

(早期事業再生計画)

第14条 (略)

2 (略)

3 早期事業再生計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～五 (略)

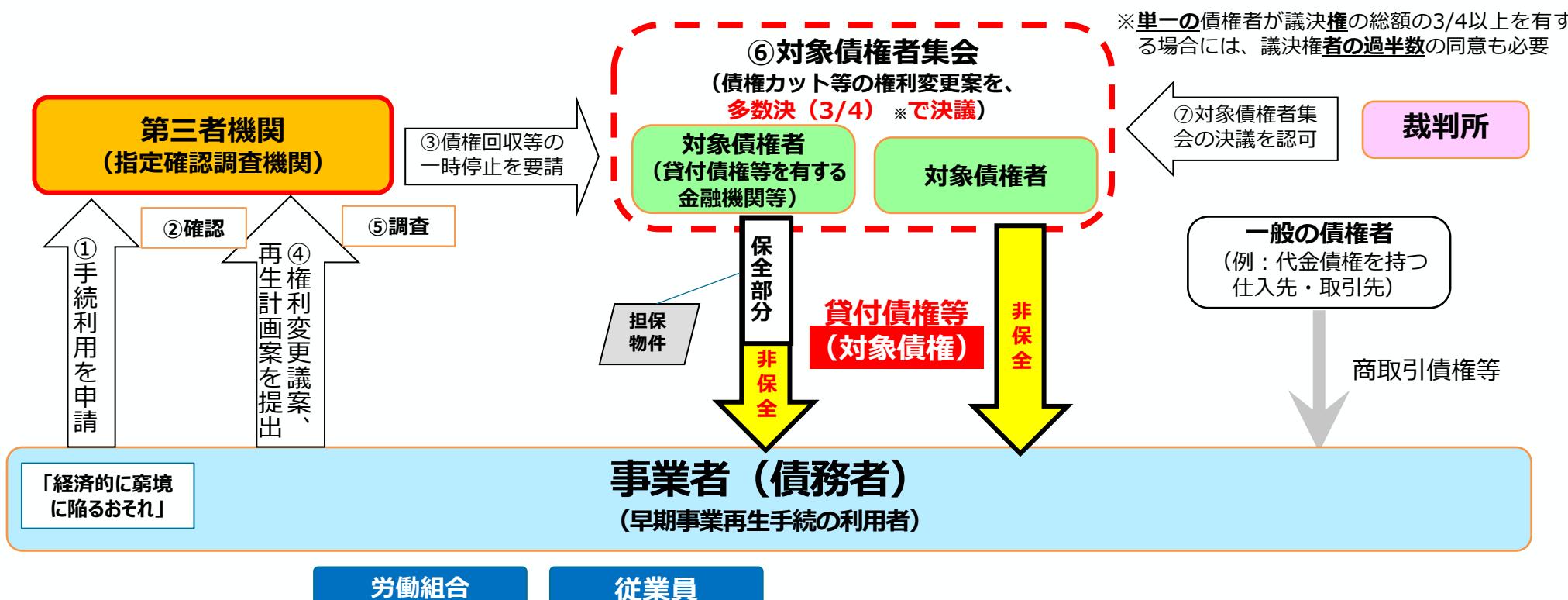
六 確認事業者が早期での事業再生を図るため実施しようとする今後の事業活動に関する事項（**当該確認事業者に係る従業員の当該事業活動への協力並びに当該確認事業者に係る技術及び人材の散逸の回避の見込みに関する事項として経済産業省令で定めるものを含む。**）

七 (略)

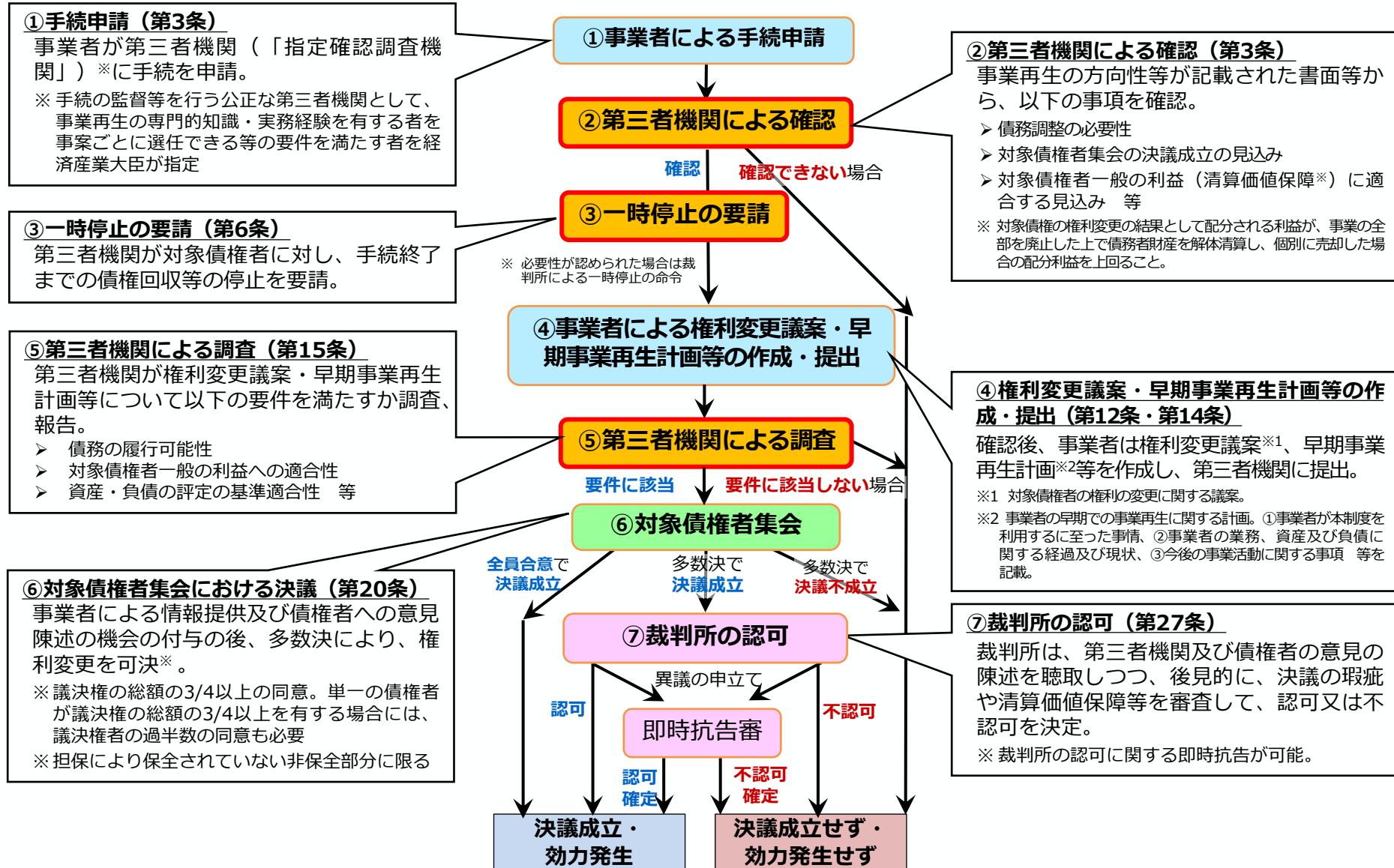
4 (略)

早期事業再生法のポイントとメリット

- **事業者（債務者）**が利用を申請し、適正な手続となるよう**第三者機関（指定確認調査機関）**が確認、調査。
- **対象債権者**の3/4（金額ベース）の多数決で権利を変更（リスケ/カット）し、**裁判所**が認可。必要に応じて**労働組合**との協議が必要。
- **対象債権は金融債権に限られ**、商取引債権等は含まれない。金融債権のうち、**担保権による保全部分は権利変更の対象外**。
- (民事再生等の) 法的整理手続とも、(事業再生ADR等の) 私的整理手続とも異なる**「第三の手続」**として、以下のメリット。
 - ・ 経済的窮境（倒産状態）に陥る前の段階で利用可能。対象債権が**金融機関等の金融債権に限定**。手続は**非公表**。
⇒ 「倒産」と扱われず、事業の毀損リスクが低い。
 - ・ 対象債権者**全員の同意を必要とせず、反対債権者があっても多数決により権利変更できる**。



早期事業再生法の手続の概要



審議会（早期事業再生検討ワーキンググループ）における検討

- 2025年9月、早期事業再生法の施行に向けて、**産業構造審議会** 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会の下に、新たに「**早期事業再生検討ワーキンググループ**」（「WG」）を設置し、事業再生に携わる実務家を中心に制度の詳細や運用について議論を行うこととされた。
- WGは、2025年10月から12月にかけて3回開催。
 - **2025年10月3日 第1回WG**（対象債権者集会に至る手続、第三者機関の指定要件 等）
 - **2025年11月10日 第2回WG**（対象債権・対象債権者の範囲、一時停止要請の対象・効果 等）
 - **2025年12月19日 第3回WG**（第2回WG継続論点、中間整理取りまとめ）
- 今後のスケジュール（現時点での想定）は以下のとおり。
 - 2026年1月以降、**第4回以降のWGにおいて、関係団体が参加の上で中間整理について審議予定。**
 - その後、**最終取りまとめ**の上で、**省令案等についてパブリックコメント実施**予定。
 - 2026年12月中旬までに、省令・告示を公布、Q&Aを公表予定。

早期事業再生検討ワーキンググループ委員構成

座長	山本 和彦	中央大学法務研究科教授	<オブザーバー> 金融庁監督局
委員	鐘ヶ江 洋祐	長島・大野・常松法律事務所弁護士	法務省民事局
委員	菅野 百合	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業弁護士	
委員	杉本 純子	日本大学法学部教授	
委員	中村 吉伸	株式会社KPMG FAS 執行役員パートナー	
委員	山崎 良太	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業弁護士	
委員	四十山 千代子	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業弁護士	

検討中の論点（全体像）

- 第1回～第3回WGで、**制度の詳細や運用に関する論点**について検討。全体像は以下のとおり。

項目	主要な論点
1.手続に関与する主体について	
①対象となる事業者	本制度の利用要件「経済的に窮境に陥るおそれ」
②対象債権者	対象債権者・対象債権の範囲
③指定確認調査機関	第三者機関の指定要件、確認調査員に求める知識・経験等
2.早期事業再生法の手続について	
①手続開始時の確認	第三者機関による確認の基準（主要債権者(1/5以上)の異議の有無等）
②一時停止要請	一時停止要請の対象、効果（支払停止等の該当性、預金拘束）
③弁済禁止とその例外	弁済禁止の例外とすべき場合（①利息、②担保付債権の保全部分、③先行する私的整理におけるプレDIPファイナンス）
④対象債権者会議	第1回（利用申請後）・第2回（計画案等の提出後）の対象債権者会議の手続
⑤従業員から協力を得るための措置	労働組合等への通知、協議手続
⑥資産評定	資産評定基準（評価方法・評価時点）、議決権額算定との関係
⑦権利変更議案・早期事業再生計画	提出期限、指定確認調査機関の調査内容、グループ会社の取扱い等
⑧対象債権者集会までの手続	招集のタイミング、議決権行使書面の記載事項等
⑨議決権の額の算定	議決権の額の評価時点、評価方法
3.早期事業再生法における特例（手続中の資金繰り確保、社債の権利変更の円滑化のための措置）	
①プレDIPファイナンス	法的倒産手続に移行した場合の、プレDIPファイナンスの優先性
②社債の減額	社債を減額する社債権者集会決議における裁判所認可の後押し